

整理番号：9-1

提言題名：行政不服審査法の規定による反論書及び証拠書類又は証拠物の提出について、副本を提出させることをやめるべき。

【提言の要旨】

現在、取手市は、情報公開条例に基づく処分に対する審査請求につき、行政不服審査法第30条第1項及び32条1項の規定により反論書及び証拠書類又は証拠物を提出する際には、それぞれ正副2通提出するよう審査請求人に求めています。しかし、行政不服審査法30条1項及び32条1項には副本の提出は規定されておらず、裁判と違って、行政不服審査において審査請求人に対して副本の提出を義務付けることは、簡易迅速な救済手続きとは到底言えず、行政不服審査法1条に違反するものと存じます。

なお、『司法改革と行政裁判』（木佐茂男 福岡県行政不服審査会会長、九州大学名誉教授、北海道大学名誉教授・日本評論社2016年）等の法律書にも同趣旨の記載があります。

したがって、貴市は、審査請求人から副本を提出させることをやめるべきです。

（男性 平成30年4月受付）

【回答の要旨】

反論書の提出部数については、行政不服審査法施行令第7条第1項の規定により「正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数」とされ、審査庁と処分庁が異なる場合は、正副2通をご提出いただくようお願いしています。

また、証拠書類又は証拠物の提出部数については、法令に明確な規定がないもので、前述のとおり審査庁と処分庁が同一でない場合は、正副2通の提出をお願いしていましたが、ご意見をいただき、再度検討し、証拠書類又は証拠物の提出部数は正本1通とさせていただきますこととしました。

（情報管理課 平成30年4月回答）